

論考二

前期国学の古事記研究 ―荷田春満の古事記注釈書と書入れ本について―

松本 久史

はじめに

國學院大學21世紀研究教育計画委員会研究事業「『古事記』の学際的・国際的研究」のなかで、研究史における近世期、特に本居宣長『古事記伝』以前の古事記研究を検討することが、筆者に与えられた課題である。既に、近世前期の古事記研究については先行研究によって概観されており、屋上屋を重ねることを恐れるが、特に「国学の四大人」の鼻祖、荷田春満の古事記研究に焦点を当て、近世中期初頭の前期国学における古事記研究の解明に努めたい。

筆者は平成十四年以来、『新編 荷田春満全集』の編纂およびそれにとりまう資料調査を行っており、本稿では、それらによってもたらされた新出史料と、従来知られてきたものとの比較分析から、荷田春満の古事記研究の実態を更に明かにしようとするものである。

一 研究史の概要

これまで、荷田春満の古事記研究に関しては、注釈書である『古事記劄記』と、春満の訓読が書入れられた古事記

版本、の二つの方面から言及されてきた。

最初に、荷田春満の古事記研究の内容が具体的に知られるようになったのは、昭和六年に『古事記劄記』が、『荷田全集』第六卷（官幣大社稻荷神社編 吉川弘文館）に翻刻されて以降である。これは、享保十四年に春満の甥、信章の筆写になり、春満の生家、東羽倉家に所蔵されていたものである。注釈の範囲は古事記全巻にわたるが、部分的であつて全文に及ぶものではない。以降、研究者たちはこの『古事記』に依拠しつつ、春満の古事記研究を考察していった。

先ず、石井庄司は「荷田家三代の古事記研究」（『古典考究 記紀篇』第一書房 昭和十九年所収）で、『荷田全集』に掲載された『古事記劄記』を紹介して、春満の古事記注釈が真淵に与えた影響を三例、宣長への間接的な影響を一例、見出した。戦後以降、鴻巣隼雄は、「近世の古事記研究」（『古事記大成 研究史篇』昭和三十一年 平凡社所収）にて、『古事記劄記』を紹介し、

春満の古事記研究は、万葉集の生まれる原資としての、記紀二典の意義をとり出し、彼以後に輩出した、国学の系譜に属する古事記研究を、誘導した点ですこぶる大きな先覚的意義をもっている（『古事記大成 研究史篇』九三―九四頁）。

と、春満の古事記研究の先覚者としての意義を挙げ、さらに植松茂も「近世初期の古事記研究」（『古事記年報』四昭和三十二年六月所収）、で『古事記劄記』における春満の注釈を紹介して、

春満は日本紀神代巻を主としてその神道説を組織したので、古事記は単にその参考資料となつた程度と察せられる。日本紀に関する著作が若年のころから存するのに対して、この古事記劄記が晩年の著作として、しかも古事記に対する唯一の著書として存在するのもさういふ所に原因があらうと思はれる。しかしこの書は中世神道から

ぬけ出た国学者の古事記全巻に対する註釈書として最初のものであり、その点において古事記研究史上に独特な地位を占めるものであらう（『古事記年報』四 二九～三〇頁）

と、後の国学者に続く先駆的な研究であるという評価をしている。若干見解の異なるものとして、三宅清は、『荷田春満の古典学』第二巻（私家版 一九八四年）において、全集に収録された『古事記劄記』を基に考察を加え、鼈頭古事記の影響が大きいこと、また歌謡の解釈の一部について契沖の厚顔抄を参看していたとも推測つつ、

日本の古書の一つとして、日本紀と共に三指に屈する古事記の文言の大意を解明したと言ふに過ぎないものである。此意味に於いて本書は、賀茂真淵本居宣長等の古事記観とは根柢を異にするもの」（『荷田春満の古典学』第二巻 一二九丁ウ）

と、後世に与えた影響は少ないとしているが、これは、国学は真淵から始まり、荷田春満の影響は小さいとする三宅の春満に対する全般的評価と同様の見解であり、少数派の意見であろう。

次に、春満訓の書入れ本について、春満は享保九年十二月から十年正月にかけ、幕府書物奉行下田師古の求めに応じ、師古の所蔵する古事記上・中・下巻に校訂を加えて進上したことが、享保十年正月二十八日付の師古宛書簡（翻刻は佐伯有義編『宝永四年日次記並書翰集』荷田春満大人二百年記念会 昭和十二年 一三頁所収）に見えるように、その存在は既に示唆されていたが、具体的には、菟田利彦による「荷田春満の古事記研究——『東丸秘点古事記』小考——」（『古事記年報』四、所収）において、春満の訓・頭注が書入れられた寛永版本の古事記上・中・下巻が存在することが初めて紹介された。それは、浜松諏訪社大祝、杉浦国頭嫡子の朋理^{〔1〕}の書写になる書入れ本が浜松にもたらされ、享保十七年に遠江国佐野郡垂木郷の雨桜天王社祠官、山崎久章が寛永版本に書入れたものである。菟田は享保九・十

年に下田師古に進上された古事記の校訂本を基に、朋理、次いで山崎久章へと伝承されたと推定している。

中村啓信は、國學院大學図書館所蔵武田祐吉博士旧蔵本（武田文庫）の書入本寛永版古事記が春満訓であることを発見し、全文を翻刻し、さらに菟田の紹介した山崎久章旧蔵本と、それとは別に、三河国吉田の神職で、宣長門人の鈴木梁満⁽²⁾の旧蔵本（阪本龍門文庫蔵）の二本の春満訓書入本と、寛永版本、鼈頭本、真淵書入本との比較対照を一覧にして、『荷田春満書入古事記とその研究』（高科書店 平成四年）を刊行した。これらの書入れ諸本は寛永版本本文に朱・墨・藍で傍訓を施し、本文の校異を頭注に施すという共通性を持っているが、朋理の書入れ本を山崎久章とは別に梁満が書写し、それを同人門人の大林吉賢が安永三年に書写したものが武田文庫本（吉賢本）であり、山崎本は春満訓に後年の真淵等の訓・注を大幅に加筆したものであることも明らかとなった。

中村の詳細にわたる研究により、春満訓古事記の全貌が明らかとなり、それが真淵に影響を与えていたことも実証された⁽³⁾。その結果、宣長は全く意識していないにもかかわらず、間接的に真淵を通じて春満の影響を受けていたことも明らかとなった⁽⁴⁾。つまり、国学者の古事記研究は、春満から真淵、そして宣長へと継承されていたことが史料的に証明されことになる。これは、国学研究史上において大きな発見であり、現在、高く評価されるべきであろう。

二 『新編 荷田春満全集』における調査による新出史料

國學院大學創立百二十周年記念事業である『新編 荷田春満全集』の編纂⁽⁵⁾により、平成十四年以降開始された東丸神社蔵東羽倉家文書の調査によって、春満の古事記研究に関する新たな発見がもたらされた。

先ずは、春満門人で秦氏系の稲荷社祠官である大西親盛が、寛永版本に筆写した上・中・下巻書入れ本三冊が発見

された。⁽⁶⁾形式は、従来知られている三本の書入れ本とほぼ同様であり、各卷には親盛の蔵書印が捺され、下巻末尾には

此本之鼈頭並傍註訓点者随東麻呂先生之考案以朱墨書記者也子孫猥勿許披見焉

秦親（花押）

と、親盛の自筆識語が記されている。これによって、現存する春満訓書入本は山崎本・梁満本・吉賢本・親盛本の四本となった。

注釈書については、従来知られていた『古事記劄記』以外の注釈書が発見された。『古事記抜粹』と、『古事記劄記別本断簡』との二本である。先ずは、これらにつき、紹介を兼ね、考察を加えたい。

・「古事記抜粹」東丸神社蔵、文書番号A—1—2—2、⁽⁷⁾写本一冊、仮綴、後装の共紙表紙に、「古事記抜粹」の外題。本文墨付二十三丁。

筆跡から、作成者は春満の弟、信名であると思われる。上巻から下巻まで、本文を抄出して若干の注釈が加えられたものであるが、『古事記劄記』と比較すると注釈も簡略であり、本文抄出のみの箇所が多い。古事記本文の引用については、丁数が引用文の右に傍書されているが、それらは現存する全ての春満訓書入本である寛永版本とは一致せず、鼈頭古事記に一致している。つまり、鼈頭古事記を古事記本文として作成されたという違いが見られる。記述の範囲としては、序文はなく、鼈頭古事記上巻の第一丁の「久羅下那洲」から始まり、下巻四十一丁ウ、敏達天皇記の「小治田王次葛城王」までの記述で終る。抽出された本文の箇所は本来注釈があるべき所であるが、多くはそれが見られず、忠実な聞書きというより、備忘のためのメモ的な性格を持っていることを示しているのではないだろうか。

しかし、若干の注釈の中に、『古事記劄記』を補う注目すべき記述がある。

「豊雲上野神」の「上」の字など声調を示す文字について、書入れ本ではすべて削除する指示がなされているが、その根拠は示されず、『古事記劄記』にも言及されていないが、本書では、

此上文字ヲ記タルハ後人ノ傍註撰者ノ平上去ヲ弁註ニテハナキ也因茲悉不記ヲ以後人ノ傍註ト可知也（一丁オ）
と、平・上・去の声調を示す字は後人の傍註であり、削除すべきであるという見解が示されている。また、「頬那藝神」の訓について、「頬」の訓読として鼈頭本の「サ」ではなく、書入本では「ツラ」の訓が与えられているが、『古事記劄記』には言及がない。本書では、

都良那藝神也サナキト云点アレトモサノ訓難心得音ハケフノ音也若祁那キカ未一決也（一丁ウ）

と、一定の留保をしつつも、「都良」すなわち「ツラ」の訓を与えている。寛永版本、鼈頭本はともに「頬」の訓は「サ」であり、この「ツラ」の訓は真淵にも踏襲され、宣長も『古事記伝』で採用して定説化し、⁽⁸⁾現行の諸本にも採用されている。

本書と『古事記劄記』との関係については判然とはしないが、例えば、寛永版本上⁽⁹⁾の「宇志波祁流」の解釈について、

此宇志ハ主ト云意ナルヘシ前考悪神ヲ拂鎮ノ義ト心得タレトモ古事記ノ訳ヲ考弁スレハ其所ニ主トナリ坐ノ義也
波祁流波幾波久ノ義今暫可待後考也（五丁オ）

とあり、一方、『古事記劄記』⁽¹⁰⁾では、

宇志波祁流トハコノ語未詳トナリ然レトモウシハヌシト云義ナルヘシトナリソノ所ヲ領スルコトナリ主トナリテ
ソノ所ヲ領スルト云意ナルヘシサレドハケルト云語不解蓋ハクハ拂フト云方カトナリ主トナリテソノ所ヲハラヒ

平シ中国ト云コトカト也(二十一丁ウ)

と、両者の解釈を比較すれば、「ハク」の解釈に『古事記劄記』のほうが若干の進展あるともみられるが、本書は全体的に記述が簡略化されているため、『古事記劄記』より先に成立したとまでは断定できない。また、上²⁸¹⁷の「水自矢」について、『古事記劄記』においては、

水自二字モ一本作水目二字コレニ随フトキハ打^テ離^ヒ其水目矢^{メヤラ}トヨムヘシヒメヤト云ハ矢別ニアリトミユル也然レトモコノ所難一決トナリ(十二丁ウ)

と、別の矢(秘めた矢という意味か)という解釈が示されているが、本書では、

水目矢ハ大矢ニ対テ云語歟小矢ト見エタリ万葉集十六卷乞食ノ歌ニ比米加夫良八多婆左弥トアルモ小矢ノ義ト見エタリ高垣ヒメカキノ語モアリ但シ鏑矢ノコト歟延喜式大神宮式二姫韌——箭四百八十双トアリ(三丁ウ)

と、大矢に対する小矢であると、『古事記劄記』と異なる説が、典拠を引きながら詳細かつ断定的に論じられている。このような説の相違が見られることは、両書が異なる講義の記録である可能性を示唆している。

・『古事記劄記 別本断簡』(仮題) 東丸神社蔵、文書番号A—1—2—3、写本一冊、近代の白ボール紙表紙で後装。無題、仮綴。全六丁の内、二丁半が古事記注釈書の断簡である。

筆跡から『古事記劄記』と同じ荷田信章筆と思われる。一丁目に「古事紀中之卷^(マヤ)」と題され、神武天皇記の中⁰¹⁰⁵「豊國字沙」から中¹⁰¹²「為忌人」、次いで崇神天皇記の中¹⁹⁰⁵「神床」から景行天皇記の中³⁸¹²「片歌也」の注釈までを範囲とする中巻の一部分の断簡である。『古事記劄記』同様に本文を抄出し、その下に注釈を二行割書きにしているが、抄出の箇所多くは異なる。

本書と『古事記劄記』と共通の抄出箇所を比較してみると、垂仁記の中²³⁰⁸「八塩折之紐小刀」につき、

八塩折之紐小刀トハコノコトニ一決ナラス古説ニヨルニイクタヒモカタナノキタヒヲヨクシタルヲハシホリト云
カト也当考也（二丁オ）

と、よく鍛えた刀であると解釈しているが、『古事記劄記』では、

八塩折之紐——トハヨク染タル紐ヲツケタル小刀ト云コト也ヤシホリハヤシホリト云コト也ヒタモノシホリソム
ル義ニテヤシホリトハ云ナリ（三十一丁オウウ）

と、染色した紐をつけた小刀という全く別の解釈がなされている。⁽¹⁾ 中²⁷⁰⁴の「葉廣熊白櫛」については、

カシノキノ名也柏ノ類也（二丁ウ）

とあるのに対し、『古事記劄記』は、

葉ノヒロキクマカシト云義也カシノ内ニクマカシト云一種アルナリ（三十二丁オ）

と、若干詳しい。中²⁹⁰⁸の「石祝作」は、本書では、

石祝作トハ石棺ノコトナリ（二丁ウ）

と、あるが、『古事記劄記』では

定石棺作トハコノ后ヲ葬ルトキニ石棺ヲ作ルモノヲサタムト云ノ意ナリ（三十二丁ウ）

と、特に断りもなく本文の「祝」を「棺」に改め、説明は『古事記劄記』の方が詳細である。

全体としての印象は『古事記劄記』が、同一範囲の中でより多くの箇所を抄出しており、右に見るような同一箇所
に注釈がある場合、内容は『古事記劄記』の方が詳細である。たとえば、「八塩折」の解釈が全く異なることから、
春満の古事記講義が複数回にわたり催され、本書は『古事記劄記』が筆録された講義より以前の回の聞書である可能

性もある。

右二つの新出の古事記注釈本は、分量としてはさして多いものではなく、考察の材料として多くを提供するものではないが、春満の古事記講義が複数回催され、説が更新されていることを推測させる貴重な史料であるといえよう。

三 『古事記笱記』と書入れ本との関係

『荷田全集』翻刻本に起因する若干の問題

中村啓信は、『古事記笱記』と吉賢本の比較を試みているが、そこに若干の問題が生じていることが、史料調査の過程で明らかになった。『荷田全集』第六巻所収の『古事記笱記』の翻刻は、われわれも調査した東丸神社所蔵の原本によるものであるが、漢字カタカナ交じりの原本をひらがな交じりに改変したのみならず、古事記本文の引用箇所については、原本では全ての文字を掲出せず、縦線を引き省略されているのだが、その省略箇所を翻刻で補入している。さらに、仮名書きを漢字に改めたり、本文の翻字も必ずしも原本に忠実なものではない。

これらの改変は、おそらく史料の厳密さより通読の利便性を優先した当時の編集方針によるものと考えられるが、特に本文の文字の異同を検討することが主たる目的の中村論文にとっては大きな問題となる。全集の補入・改変した文字に依拠して、書入れ本と『古事記笱記』を比較して春満説の変化を論じている箇所が若干みられる。これは、全集の翻刻方針自体の持つ問題であり、原本を閲覧しえなかった状況ではやむをえない。ここでは、係る全集の性格に起因した問題点につき、再検討を試みたい。

・上²⁸⁰² 謂菟神也

『古事記劄記』の「謂菟神也とは神号にては非る也」の記述につき、吉賢本・梁満本では「菟当作兔」であるのに、『古事記劄記』では「菟」の文字に戻したとされたが、(中村前掲書三七八～三七九頁)、原本では「兔」の字の簡略体と思しき文字が記されている(十二丁オ)。

・中²⁷¹⁶ 以伊都玖之祝大廷乎

吉賢本頭書には、「之祝」を「祝之」に入れ替える指示が見られ、廷を庭に改める頭書がある。しかし、『古事記劄記』の表記は版本のままであることから、語の入れ替え、および「廷」の字についての「庭」説も共に放棄されたと指摘されているが(中村三八一頁)、原本は「以伊都玖」の下は本文の省略を示す縦線であり(三十二丁ウ)、全集作成時に編集者が版本の「之祝大廷」を挿入したものである。

・中⁵⁸¹⁷ 此者神字礼豆玖之言本者也

吉賢本の傍訓は「コノカミハウレヅク」となる。これも『古事記劄記』では放棄されたとするが(中村三八三頁)、『古事記劄記』原本では「字礼豆玖之言本者也」の箇所は省略の縦線があり、表記されない(四十丁ウ)。

・下¹⁸⁰¹ 阿理登伊波婆許曾爾

「許曾爾」三字を削除すべきとする吉賢本等の方針が『古事記劄記』で撤回されたとするが(中村三八三頁)、「伊波婆許曾爾」は全集で補入されたものであり、原本では省略されて表記がなく(四十六丁オ)、撤回されたということとはできない。

・上³²¹⁷ 曾陀多岐

「劄記で春満はどのような意味で「叩く」としたのか明らかでない。」(中村三九〇頁)とあるが、原本では、「タ、

クトハ合スルコトナリ」と仮名書であり（十六丁ウ）、全集では「叩く」に改変されており、ここでは「叩く」と解する意はなく、合わせるの意味であることを述べているだけである。

これらの用例の検討から、中村啓信による、『古事記笱記』が書入れ本の説を変更したとする指摘の多くは、全集の翻刻に起因するものと判明した。それらを除外すると、書入れ本と『古事記笱記』の間には見解の差異はそれほどみられず、むしろ共通点が多いことが理解できるのである。

歌謡を中心とした書入れ本と『古事記笱記』との関係

吉賢本と親盛本の比較に関し、中村啓信は『新編 荷田春満全集』第一巻の解題において、親盛本の朱の頭書部が吉賢本にほぼ相当し、墨書の頭書はその後に親盛によって加えられたものであり、吉賢本が春満の第一次講義、その後の第二次講義を加えたものが親盛本であると推定している⁽¹²⁾。

両本の決定的な差異は歌謡の注釈に関しみられる。親盛本では、歌謡に傍訓とその右に傍注（多くは訓に相当する漢字）が記されている。一方、吉賢本には、歌謡三九番以降⁽¹³⁾の傍訓が全く付されておらず、これは単純な書写の欠落とは考えられない。さらに吉賢本は歌謡の傍訓のみで傍注が一切見られないのである。ところが、吉賢本でも傍訓の欠落している歌謡の前後の本文には傍訓が付されている。おそらく、これは歌謡の解釈を中心とした別の講義が催され、吉賢本の親本の作成者である杉浦朋理はその回には参会していなかったため、歌謡の訓・注を欠いているのではなからうか。いずれにしろ、吉賢本の訓・注の欠落から、春満の古事記講義が複数回にわたっていたという実態が推測される。春満は日本書紀神代巻の講義でも、初学者には本書のみを講義し、その後に一書の講義を行うという形式

をとっており、古事記の場合も同様に、歌謡の講義は本文とは別に行われた可能性が考えられる。⁽¹⁴⁾
 親盛本に見られる歌謡の傍注と『古事記簡記』の注釈を比較すると、両者には高い相関関係が見られ、傍注と『古事記簡記』の注釈の内容はほぼ一致している箇所が多い。左の一覧表に『古事記簡記』で特徴的な歌謡の注釈がなされている箇所を中心に抽出し、親盛本の傍注と一致する箇所を示す。

歌謡番号	寛永版本該当箇所	親盛本傍註	古事記簡記注釈	備考
2	上3118 那須夜伊多斗遠	閉戸	ナスハサスト云コトニテトサス板戸ヲト云コトヲナ スヤトハ云タルモノ也	
2	上3205 許世泥	殺	コロセト云コトナリ	吉賢本の傍注「乞」
3	上3218 麻那賀理	跨	俗云フミハタカリト云コト也	吉賢本左傍注「コマヌキノ略 歟手ヲコマヌクトイフカコト シ」
4	上3308 牟那	ナシ	宇那美流登岐婆——トハウミヲミルトキハト云心也 コレ旅行ノコトヲ云ナリ旅行ノトキハ海ナトヲミレ ハタ、ノキモノモ不相応ナト云ノコ、ロナリ	親盛本傍注「ウナ」、頭書「牟 当作字」
5	上3414 阿夜加岐能布波	文牆之葺	阿字ハ訶字ノ誤ニテ萱カキニテ可有トナリカヤニテ 作りシカキ萱ニテ葺シ屋ノ内ニト云意也	親盛本頭書に「阿疑訶字之誤 乎」・「布波当作布岐」
5	上3414 牟斯夫須麻	ナシ	牟斯夫須麻トハ暖ナル衾ト云コト也ト云説アリテム スト云義也故ニ万葉ニモ蒸衾ト有リ然レトモ師説ニ ハ若牟字宇字ノ誤ニテウシフスマト云コトニハアラ サルカトナリ	親盛本「牟」の字の右傍訓 「ム」、左傍訓「ウ」、頭書「牟 疑宇字之誤乎」
17	中0817 阿米都々知杼理	天地千五百人	コノ歌ノ意ハ天地ノ間ニチタリ五百タリノ人有テ益 人ノ内ニ他人ハメサキモセヌニ何トテ大久米命ハメ サケルトトヒタルウタノコ、ロナリ	

42	中4914 毛毛豆多布	物物	扱モ、ツタフト云ニ二義アリモ、ツタフイス、ナト トモツ、ケモ、ツタフヌデノト、モツ、ク也コノ傍 注ノ意ニテハ物々ヲ伝フ津ト云義ナリ	
42	中5002 伊知比章	地名	伊知比章トハコノ地名	
42	中5005 加夫都久	焦着	色カハリテ外ノイロツクコトヲカヒツクト云故ニコ ノカフツクト云モカヒツクト云コトナルヘシコゲツ キタルトキハ色カハルユヘ焦付ト云モ意ハ同シコト ナレトモカフツクト云語ヲコゲツクト云詞ニハミカ タキナリ	
42	中5005 麻用賀岐	真湯搔	今俗ニ云ユカクト云ノナリ	
42	中5006 阿被志斯	遇兼饗	阿波志斯——トハ籠ニ入テユカキテ饗スト云ニ小女 ニ遇ト云コトヲ兼テノタマハンタメニ如此ク云ツ、 ケ玉フ也	頭注「被当作波」
43	中5105 本都毛理	含	ホツマリト云ト同シホハ発語也ツマリトハ物ノ満タ ルコトナレハフクムト云ト同シ意也	
44	中5107 韋具比宇知	堰杣内兼打之	杣ヲ打ト云ト井クヒノ内ト云トヲ兼テ云ナリ	
57	下0414 佐斯夫	烏草樹	佐斯夫トハ木ノ一種也倭名ニ烏草樹ト書テサシフト 訓ス然レトモ何レノ木ノコト、モ不知ナリ。	『厚顔抄』「古事記ニハ、於斐 陀弓流佐斯夫トアリ、所生立 烏草樹ナリ、和名集云、楊氏 漢語抄云、烏草樹佐之夫乃紀」 (契沖全集第七卷五〇〇頁)
73	下0912 那賀美古夜	長皇子	那賀美古夜——トハナカキト云ハ称美ノ云也ミコト ハ天皇ノ御子ノコト也	
75	下1101 多都基母	防壁	多都基母トハ壁代ナリタレムシロト云ノナリ倭名云 縛壁釈名云縛壁以席縛著於壁也漢語鈔云防壁	
78	下1503 許在許曾婆	右に「今夜」、 左に「今朝」	許在許曾婆トハ今モ俗忍コトヲコソ、ト云ナリ故 ニ忍フコトヲ古語ニモコソ、ト云タルカト也コソ ト云ヲ今夜ト釈シタルハキノフノコトヲキントモ云 故コヨヒノコトヲコソトモ可云也然レトモ忍ヒカク ス方ノ語トミルヘキナリ	頭注「在一本作存為是」

87	下1705 夜麻多豆能	山鐸之	夜麻多豆能トハ迎トイハンタメノ冠句也ヤマトツハ杣人ノ持道具ノコトナリ杣人ノ持ヒ口刃ノ斧ヲタツキト云也	
90	下2218 許知能夜麻	右に「山」、左に「山名一義云此山」	許知能夜麻——トハコチト云ニ二義アリ此山ト見ルト近チノ山トミルト両義也	
90	下2304 伊久美隄氣	曲竹	伊久美——トハイクミタケタシミタケトハ竹ノ名カト也又ハイクミトハ曲リタルコトヲイクンタナト、云ヘハマカリタルタケト云コトカ	
91	下2405 由々斯	忌忌	忌字ヲユトモ訓ス尊ミ忌ムノコ、ロナリ	
93	下2411 都久夜	齋	都久夜——トハイツク心也イツキ祭ル義也	
101	下2902 麻那婆志良	鵲鵲	麻那——トハ鵲鵲ハツ、マナハシラト訓スルユヘマナハシラトハカリモ云ナリ	厚顔抄「鵲鵲ノ和名ヲ、ニハクナフリ・トモトツキヲシヘトリ・トモ・トツキトリ・トモ、ツツナハセトリ・トモツ、マナハシラ・トモ云ヘハ、今ツ、ノ訓ハナケレト、マナハシラハ鵲鵲ナルヘシ」(契沖全集五八九頁)
108	下3115 夜布士麻里	彌柴迫	夜布士麻里——トハ柴ノコトラフシト云也マリハセマルナリ	

これらの一致は到底偶然であつたとは考えられず、講義聞書きと親盛の歌謡の訓・注には密接な関係があることを示している。

親盛本と『古事記節記』の先後関係については、中村啓信は解釈の異なる部分に注目して、親盛本の歌謡書入れの後に『古事記節記』が成立していると推測している。例えば、歌謡六十五番「夜多能比登母登須宜波」の「須宜」を

親盛本は「スキ」と訓み、右傍に「杉」と注し、左傍に「二義云菅」と記しているが、『古事記劄記』では菅と解して、杉説を採らない。また、歌謡百番「伊知能都加佐余比那閉夜余」で、親盛本は「比那閉夜余」の「夜」に「屋」の傍訓を付すが、『古事記劄記』では「比那閉夜余トハヒナミノ心也毎日くト云ノコ、ロナリヤニハイヤ也イヨくノココロナリ」と、親盛本と異なる解釈が見られる（『新編 荷田春満全集』第一巻 三五七頁）。

時系列上に整理すると、中村が一次講義本とするものは、享保九・十年の下田師古本への書入れとほぼ同様と推定され、杉浦朋理が浜松にもたらした本はこれに相当する。親盛本は更に歌謡を中心とした後の講義を反映させたものであり、歌謡の訓・注がより詳細である。その後、また別の講義があつて、その記録が『古事記劄記』であるという⁽¹⁵⁾ことになる。成立下限は『古事記劄記』筆写の享保十四年八月十四日以前、ということになる。つまり、享保九年から十四年にかけて、古事記講義が複数回催されたということになるのである。これは、先述した新出の古事記注釈書の存在が、複数回の講義を示唆していることとも符合するのである。

おわりに

享保九年から十四年の間は、春満は幕府の古書搜索、真偽判定の御用を蒙り、同時に精力的に古典の講義を開催した時期に当たる。杉浦朋理をはじめとした門人の子弟が上京、寄宿して、春満の教えを受けていた。著名な「創学校啓」の構想が企図されたのもこの時期のことであつたと考えられる⁽¹⁶⁾。享保十五年正月に春満は中風症で倒れ、以降、体調により講義などもほとんど行われなかつたと考えられるので、この時期こそは春満の学問の集大成期であつたといえよう。春満は複数回の古事記講義を開催したことは、中村啓信が吉賢本と親盛本の異同によって一次講義、二次

講義を想定することで示唆しているが、新出の信名および信章による古事記注釈本の存在も、またその事実を裏付けている。

それらは、春満によって古事記全巻にわたる数百ヶ所の本文校訂、および訓読が施されると同時に、門人への注釈の講義も行われ、説が更新されていったことを意味する。春満は古事記を等閑視せず、研究を進展させていったと考えられる。記紀二典につき、春満は古事記より日本書紀神代巻を重視したという認識の違いがあり、たとえば古事記理解のコペルニクスの転回といえる価値転換は真淵を俟たなければならぬにしろ、先行諸説の指摘するように、真淵以降の研究の方向性を指し示したという、春満の古事記研究史上の位置づけは妥当なものであると考えられるだろう。

註

- (1) 朋理は京都で春満に学び、帰郷したが、直後の享保十八年十一月に病で没している。杉浦国頭・朋理父子の伝記については、小山正『賀茂真淵伝』（春秋社 昭和十三年）、内田旭『杉浦国頭の生涯』（老松園 昭和十六年）を参照。なお、山崎久章は享保八年九月十七日に杉浦国頭に入門している。
- (2) 鈴木梁満は三河国東部の吉田家配下の神職に大きな影響力を有していた。宝暦四年、杉浦国頭の養嗣子、国満に入門。天明五年に宣長に入門するも、翌六年、神職間の紛争により宣長から破門された。伝記については、山田久次『国学者鈴木梁満』（日本図書刊行会 平成九年）を参照。
- (3) 真淵が直接春満から古事記の教えを受けたかは判然としないが、中村は石井庄司が『古事記劄記』から春満から真淵の影響を三例を挙げたのみに対して、春満の訓読が数十ヶ所以上も真淵に影響を与えたことを指摘している。
- (4) 実例を挙げれば、序文の、「化熊出爪」の「爪」を「穴」とすることや（「爪は字を写し誤れるなり。山か穴かなるべし」『古事記伝』二之巻）、垂仁天皇記の中²⁶¹¹「和那美之水河」を「和那美之水門」とすること（「門ノ字諸本に川と作るは誤なり今は一本に依れり」『古事記伝』二十五之巻）、仁徳天皇記の下⁰⁸¹²「玉釵」を「玉釧」に改めるなどがある（「玉

釧は、釧ノ字諸本に釧と作、真福寺本には釧と作る、並誤なり、師の釧と改めて、久志呂と訓れたるぞ正しき」『古事記伝』三十七之巻）

(5) 全十二巻、平成十五年（二十二年）、おうふうより刊行。

(6) 『新編 荷田春満全集』第一巻（平成十五年刊）には、國學院大學図書館所蔵の春満書入れの寛永版本（吉賢本）が全巻カラー写真版で収録され、同巻の中村による解題では親盛書入れ本上巻は未発見とされていたが、同巻刊行後の調査により、上巻が発見され、全巻の存在が確認されている。なお、親盛本の画像データは「近世における前期国学の総合的研究」ホームページで公開されている（<http://azumamaro-kokugakuin.jp/>）。

(7) 文書番号は、科学研究費補助金研究成果報告書『近世国学の展開と荷田春満の史料的研究』（國學院大學文学部 平成十九年）所収の東羽倉家文書目録のものである。

(8) 「此字無可訓佐、或保々或都良二訓也、而万葉訓都良故今因之」（『賀茂真淵書入本古事記』『賀茂真淵全集』第二十六巻 続群書類従完成会 昭和五十六年 一六頁）、「頼那藝^{ツラナギ}ノ神、頼那美^{ツラナミ}ノ神。名ノ義、頼は借字にて、訓は和名抄に、頼和名豆良とあるに依べし。万葉にも狭丹頼^{サニツラフ}相など、多く都良^{ツラ}と云に借りて書り」『古事記伝』五之巻、

(9) 以下、古事記本文の該当箇所については略号で示す。上・中・下は寛永版本の巻数、四ケタの数字は、上二ケタは丁数、三ケタ目0は表、1は裏、四ケタ目は行数を示す。

(10) 本稿における『古事記割記』の引用は全て東丸神社蔵の原本によった。

(11) なお、この説は真淵説と同一である。真淵『古事記頭書』では、「塩ハ借字にて、紐の色を弥入染たる也、」（『賀茂真淵全集』第十六巻、三六頁）、しかし、この説を宣長は否定している（「師の万葉考別記に、八塩の衣など云と云て、八塩折は、紐の色を云と云れたるは、わろし、小刀の称を、其着たる紐の色以て云べくもあらず」『古事記伝』二十四之巻）。

(12) ただし、吉賢本にある頭書を親盛本が欠く箇所も見られるなど、両本の先後関係については全ての部分において吉賢本が先行するとは断言できず、詳細な分析が必要である。現在、吉賢本と親盛本の比較については、本事業と連携して研究開発推進機構日本文化研究所の「『國學院大學 国学研究プラットフォーム』を拠点とする国学の『古事記』解釈の研究」事業において行われており、成果は別途公開する予定である。

(13) 歌謡番号は中村啓信訳注『新版 古事記』角川ソフィア文庫 平成二十一年に拠った。

(14) 春満の講義聞書きである『日本書紀神代卷抄』（『荷田全集』第六卷所収）の構成は、本書、一書を別に講義していたことを示している。

(15) 吉賢本の親本である朋理本が、なぜ親盛本の二次講義や『古事記劄記』の歌謡註釈を反映していないのかにつき、朋理は享保十二年十月から十八年十月まで京都に留学しており、その間の増補について知りうるはずであり、その理由について若干の不審があるが、山崎本が朋理の帰郷以前の享保十七年に書写されており、浜松にもたらされた朋理本は二次講義以前のものであり、第一次講義のみを記録した本であった可能性はある。なお、山崎本上巻表紙裏の杉浦国頭識語には「享保壬辰季春」と記されているが、該当する干支は存在しない。先行説は「壬子」つまり享保十七年の誤りかと推測しているが、辰年が正しいとすると、それは享保二十一年（丙辰）三月（四月二十八日に元文と改元）に当たることになる。しかし、決定的な根拠は欠けており、後考を期したい。

(16) 享保十一年から十二年にかけ、春満が学校設立を構想し、幕府に上申しようと企図していたという拙説については、『神社新報』平成二十六年十二月一日号、八日号、十五・二十二日号の三回にわたり連載した、『創学校啓』の近現代研究史―偽造説をめぐって―を参照されたい。